

特別支援教育における「交流及び共同学習」の実際
と意義について：
養護学校勤務時の経験をもとに考える

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-08-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松井, 富美恵 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10098/00029208

特別支援教育における「交流及び共同学習」の実際と意義について

養護学校勤務時の経験をもとに考える

松井 富美恵

1 はじめに

「交流学習ってするのは当たり前でしょう」「前の学校でもやっていたよ」「行事で交流していたよ」など教師であれば、学校現場で何らかの交流学習の経験や体験があることでしょう。私自身も学校現場に在職していたとき、初任校時代からどの在籍校でも交流学習を経験していた。そのため、障害のある子どもが障害のない子どもとの交流をするのは当然、あるいは、団体や地域の人と触れ合うのは珍しくないことというように実施してきたと言える。

その経験の中で、私にとってはいつしか「交流学習をするのは当たり前」になっていったように思う。むろん、何でもかんでも無理にしないといけないとも思ってなかったが、子どもの将来のためには、できるなら交流学習をすべきであろうと思うことに疑問を持っていなかった。

実際に、交流教育の流れは進み、障害の有無にかかわらず社会の一員であるとの共生社会を目指す理念のもと、平成 16 年、障害者基本法の一部改正が行われ、「交流及び共同学習」の積極的推進により相互理解を促進するとの規定が明示された。平成 24 年度の全国特別支援学校長会の調査では、小学部 95.3%、中学部 89.2%と高い実施率で、高等部でも 75.6%となっていて、特別支援学校において重要な学習活動となっていることが分かる。

ところが実は、実施計画を作成する際に必ずと言っていい程ある疑問がわき起こっていたのである。どんな疑問か。作成する際通常はまず最初に目的を考える。健常の子どもたちと一緒に活動できること、それも単に「一緒に」だけでなく、楽しくあるいは自分の力を生かして活動できることを私達はねらっていた。計画書にはそのように書くが、果たして本当にそれが実のあるものになっていくのだろうか？将来のためになるのだろうか？いわゆる「生きる力」につながるのだろうか、というようなことで、それがよく分からない、確信が持てなかったのだ。実施後には、双方が子どもの手紙や写真、絵などを交換し、教師の方もその都度結果を交換・確認するなど必ず振り返りを行っていたが、交流学習の結果、どのようにその後の子どもの成長にかかわっていったのかを確認することはできなかった。また、交流学習の在り方や成果について、教師間で疑問をぶつけ合ったり議論したりすることも殆どなかった。これでいいのだろうか、の疑問はずっと胸の中でくすぶっていた。それは、「言えない悩み」のような感覚さえあった。

そこで、今回は教員時代の「交流及び共同学習」の経験をもとに、特に知的障害養護学校に勤務していた時を中心に、「交流及び共同学習」について考えてみようと思う。

2 「交流及び共同学習」に関する制度の流れ

まずは、私が教員になってからの交流学习に関する主な制度の流れを確認してみたい。

(1) 昭和 54 年、ついに養護学校の義務化がなされ、盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領が改正された。そして、第 4 章特別活動の中で、「経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、特に特別活動においては、小学校の児童又は中学校の生徒及び地域社会の人々と活動を共にする機会を積極的に設けることが必要である。」とあり、交流について記載された。しかし「活動を共にする」のであり、「交流」という言葉はまだ使われていなかった。

(2) 昭和 55 年、普通学級に対しては、「心身障害児理解・認識推進事業」を出して、交流教育の趣旨理解の徹底を促し、以後、研修会や啓発資料配付、研究指定校などの取組がされていった。しかし、障害児学級の現場などでは交流を行うかどうかは、担任教師に任されていたようである。(※) この頃には、福井県でも、研究指定校の取組で、特殊教育諸学校では小学校などとの交流学习が始まった。

(3) 平成 10 年の小学校学習指導要領総則の第 5 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項では、最後の 2 (11) に次のように記載された。「開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間や幼稚園、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること。」

(4) 平成 16 年に障害者基本法が一部改正された。それにより障害を理由とする差別や、権利利益を侵害する行為をしてはいけないことを基本的理念とするものである。教育の規定として、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒と「交流及び共同学習」を積極的に進めることにより相互理解を図る旨が記載された。これにより、ますます障害のある子もない子も共に社会を構成する一員であり、共生社会の実現を目指していこうという気運が高まってきた。ここで初めて共同学習の表記が加わり、一層特殊教育諸学校や特殊学級の子どもと普通学級の子どもとの交流教育が積極的に推進されることになった。

(5) いよいよ平成 19 年学校教育法が一部改正され、「特別支援教育」が始まった。それにより普通学級に在るであろう発達障害のある子どもに対する支援が制度上定められた。

(6) 平成 20 年の小学校学習指導要領の第 1 章総則 第 4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項の中には、「小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。」と記載された。教育現場でも様々な交流が行われている。

私の周辺でも、平成 14 年頃から、居住地校交流（居住している地域の学校と行う交流学习）や副籍制度（※）などの声が聞こえてきた。各地で試行・実施され始めてきた。関係法律や制度が徐々に整備されて、インクルーシブ教育を目指し共生社会の実現へ向けて検討がされてきたこともあり、交流及び共同学習の取組や成果などについて少し詳しく見ていきたい。

(※) 副籍とは：（東京都の例）特別支援学校在籍の児童生徒が居住地域の小中学校と副次的な籍をもち、直接交流や間接交流を通して居住地域とのつながりの維持・継続を図る制度（文部

科学省 特別支援教育の在り方に関する特別委員会（第4回）配付資料より）

3 福井県立福井南養護学校（現県立福井南特別支援学校）での交流学习の取組

福井南養護学校に教員として在籍していた平成4年度から15年度までの12年間、所属学部について毎年学校間交流や地域交流などの様々な交流学习を計画実施してきた。基本的には、小学校とは小学部学部と、中学校とは中学部が、高等学校などとは高等部が、つまり児童同士、生徒同士というようにほぼ年齢を意識した交流学习であった。主な交流学习の概要を下のようである。

(1) 赴任以前の交流学习について—昭和58年11月福井南養護学校が発行した創立10周年記念誌より—

記念誌の「10年間の教育活動」の中で43ページに「交流学习」項目の記述があり、概要は次のようである。

交流学习—風船をとばそう—のタイトルで書かれている。昭和56年度から交流学习の一環で継続して実施しているもので、子どもたちが飛ばした風船が県内外に到着し、手紙を読んだ相手から返事が届いた喜びなど交流の様子が記述されている。当時は、やはり他の学校や園、周辺地域など意図的、計画的に交流学习をすることは考えなかったようである。

(2) 赴任後の学校間交流の相手校・園と概要

ア 福井市南居保育園（小学部）

学校のある地域の小規模の保育園で、距離が近いため、小学部低学年や小学部全体が訪問したり来校したりして毎年継続的に交流した。水遊びや焼き芋会、クリスマス会など年3回程度。園の幼児数が少ないため、活動しやすいメリットがあった。

イ 池田町池田第一小学校（小学部）

平成3年度から交流を始めた。小学部が訪問したり来校したりして交流が継続した。1年間特定の児童同士がペアを組んで活動することでより深く関わるができることをねらった。

ウ 鯖江市立待小学校（小学部）

平成9年度から2年間、当時の文部省の「交流教育地域推進研究校」に指定されたことにより交流が始まった。指定の2年間が終了後も、両校の希望によって交流が継続した。小学部が交流を実施。

エ 鯖江市T中学校（中学部）…ダンス交流や会食での交流をした。

オ 近隣老人会（高等部）…文化祭への招待、餅つき大会に招待など

カ 県内高校生と交流（高等部）…相手校の学校祭に参加、本校の体育大会や文化祭に招待。

(3) 地域との交流例

- ・体育大会や文化祭の案内状配りや文化祭への招待（中学部）
- ・近くの公民館にて、講師と地域の人と一緒にダンスで交流した。（中学部）
- ・近隣の老人会を学校の文化祭や餅つき大会に招待した（高等部）
- ・S公民館との交流で、学校にてきび団子作り（中学部、H15）
- ・近くの老人達と触れ合い交流会実施（中学部、H15）

- ・生徒の地元地域の運動会に参加（中学部、H15）
- ・福井駅前、ペンタわいわい夏祭りにて、作業体験コーナーを設けて交流（高等部、H15）

（４）交流学習の校内校務分掌での位置付けの変化（各年度末発行の年報より）

平成５年度：学校全体の運営組織中、どこにも「交流教育」の位置付けはなく、小学部と高等部の教育活動の欄中に、実施した交流教育についての説明があるのみである。

平成９年度：学校の運営組織に「交流教育委員会」として、委員会の一つに位置付けられた。また、教務部の業務に「交流教育」として「研究指定事務局」と「交流活動」が位置付けられた。

平成１１年度：運営組織中、委員会の一つであった交流教育委員会は削除され、教務部に「交流教育」として位置付けられた。「交流活動」と「広報・記録」に分けた。

平成１４年度：校務分掌に「教育相談部」が新設されたことにより、交流学習は、教務部の業務から教育相談部に移し、「地域支援」業務の一つとして交流教育が位置付けされた。

交流教育の位置付けが学校の中で大きく変化していることが分かる。平成５年頃は各学部での取組であり、単に学部の行事のようならえ方であった。ところが、平成９年頃になると、委員会組織への位置付けその後教務部の業務に位置付けられて学校全体の中で考えることになった。そして、特別支援教育への流れにより「地域支援」と「理解啓発」が強調される中で、平成１４年度には交流教育も大きく位置付けが変わることになったのである。

（５）交流学習の実際

交流学習を実際にどのように行ったのか、いくつか概要を次に示す。

実施計画の例①

中学部２，３年生Ａ学級 生活単元学習「地域の人たちを文化祭に呼ぼう」（平成５年１０月〇日）

概要：指導目標・文化祭が近いことを知り、今後の文化祭への期待を高める。

- ・案内状を書くために必要なことは何かを考える。
- ・地域の人たちと場に合った適当な対話ができるようにする。

指導計画（４時間）

第１次 文化祭の案内状づくりと配り方の練習（２時間）

第２次 地域への案内状配り（２時間）

実施計画の例②

小学部 H14第1回立待小学校との交流学習（平成14年10月〇日）福井南養護学校にて

概要：立待小学校は3年生児童66名が来校し、小学部全児童46名と交流学習を行う。全体集まり、ペアづくり、手作りの名札を付けて各教室へ、学級ごとにいろいろな活動を行う（散歩、お絵かき、ゲーム、おやつ作りなど）。事前に、養護学校児童はペアの子の名前を知り、ポスター製作をし

て送る、一方、立待小学校児童は名札を作りペアの子の名前を知る、養護学校はどんな所か学習する、などの学習をした。また事後学習も行う。第2回目の交流学习は、約1か月後立待小学校にて交流学习を実施。

実施計画の例③

小学部TくんのK小学校（居住地校）特殊学級との交流学习（平成15年12月〇日）

概要：担任が同行し、Tくんが特殊学級の一員として交流しながら活動する。第1校時から国語や体育、生活単元学習などを交流相手学級で学習する。

4 交流及び共同学習の意義について考える—ねらいや意義の記述から—

交流学习は、小学部ではいろいろな人たちと触れ合い楽しく活動する経験をすること、また中学部や高等部では、進んで交流に参加し交わろうとすることや相互理解を図ること等の目的で、いろいろな経験を重ね、交流を通して豊かな人間性や社会性を育てることと、当時は単純に考えていた。

しかし、平成11年の学習指導要領改訂後、共に生きる力を育てることや地域とのかかわりをより重視すること方向が示されたことで、果たして目的にかなう交流になっていたのだろうか、楽しく活動できて交流経験を積んでいけば良かったのだろうか、それでいいのかと、交流学习を進めている当時から少なからず不安だった。すでに退職した現在、一段と疑問に思ったのだ。当時その時には深く考えることなく日々の課題や作業を進めていたように思う。なぜか。交流したことによる当事者のその後の成長に及ぼす効果や意義というものは、すぐに確認できない所以である。豊かな人間性や社会性などは、交流学习だけで育つはずはなく、普段の教育活動や各種行事、その他家庭生活なども含めて総合的に育成されるものである。しかし、共生社会を目指す上では、普段かかわれない人たちと触れ合う交流学习は、豊かな人間性や社会性を育てるために重要なひとつの手段であり必要な形の一つであるにちがいないと思われる。

そこで、当時の交流活動の目的や成果などの記述について、資料からいくつか見てみよう。

(1) 平成9年度「研究のまとめ」中、文部省指定の交流教育地域推進事業の中間報告より

・研究主題は、「ふれあい、わかりあい、ともに生きよう」—広範な地域との多様な交流活動を通して—であった。「1年次を終えての成果」の概要は次のようである。

・まず養護学校側から見て、では、①養護学校の児童生徒の理解という点では、初めはどうつきあったらいいか戸惑っていたが、回を重ねるにつれ言葉を掛けてくれたり一緒に活動を共有したりと徐々に進んできた。②更に、養護学校の児童生徒も積極性が出てきてふれあいの楽しさを味わえてきた。健常児と共に活動することは、彼らの行動が養護学校の児童生徒の良きモデルになっている。

・小学校側から見て、では、①この交流活動が将来的に継続できることが重要との観点から、両校の共通理解を大切にしたい。そして両校とも加重負担にならないように考えた。②また、養護学校児童とのふれあいでは、はじめはどう接して良いか分からなかった児童も、回を重ねるうちに、自分なりに考え、判断して行動できるようになっていった。

これは、交流を開始して1年が過ぎた時の成果についての記述であるが、とても重要なことが書か

れていると思う。交流の回数が増えているいろいろな経験を積むことで、両者ともつきあい方を学んでいくことが分かる。特に養護学校の児童生徒にとっては、健常児の行動がモデルになっているという点である。当然と言えば当然であろうが、このことは、教員や大人側がどのような場面を用意しどのような活動を企画・計画するのかが問われるということでもある。また事後に、どんなまとめや振り返りをするのかが問われることにもなる。

（２）平成１０年度発行「本校のしおり」の中の記述では、「地域や学校間の交流を深め、社会性を育てるとともに、地域社会において障害を持つ児童・生徒や特殊教育に対する理解を推進する」という目的が書かれている。そして末尾に、「今後とも本校の児童・生徒が地域社会の一員として豊かな生活を送っていけるよう、地域社会の人たちと共に活動し、互いにふれあい認め合うことのできるような、より一層充実した交流教育の実践に努めていきたいと考えています。」とある。ここではすでに、子どもたちが卒業後地域社会を構成する一員となることを意識しており、その上で地域との交流を進めていきたいと考えていることが分かる。

（３）交流教育 活動のねらいより（平成１４年度年報）

平成１４年度の年報の交流教育の項目では、活動のねらいが次のように示されている。

- ・本校の児童生徒が、学校以外の人とのかかわり方を知るとともに、自分からかかわろうとする態度を養う。

- ・交流相手や地域の人たちに対して交流教育や交流活動などの理解を図る中で、本校の児童生徒が理解されたという喜び、仲良くできたという気持ちや一緒にいて楽しかったという気持ちを育む。

このねらいを達成するための交流活動はどのようにあればいいのかを皆で考え実施してきた。相手校や相手地域があり制限のある中で様々な工夫をしてきた。１回ではなく２回３回と回数をできるだけ確保する、互いに負担になりすぎないようにする、なるべく多様な内容と場面を作る、継続する場合はペアや小グループで活動する、などである。何より重要なことは両者の共通理解を図ることと無理な計画にしないことであろう。同年報では、次年度の課題として、交流への意識をもっと高めるための間接交流や事前・事後の学習の工夫などが挙げられている。それらの課題は実のある交流にするために必要なことであることを示している。言うまでもなく、「してあげる—してもらう」関係、あるいは優劣のつく関係がある場合、その交流は決して良い成果は望めないであろう。

５ 交流及び共同学習の意義について考える—保護者の思いから—

保護者は交流学習についてどう思っているのだろうか。保護者の理解と協力を得て学校の交流教育を進めていくのは当然である。当時特殊教育の下、小学１年であろうと高等部１年であろうと、子どもが養護学校に就学することになったその保護者の思いは複雑であったことだろう。そんな保護者は、全部ではないがほとんどの方が一般の小学校などと交流できることを歓迎していた。次第に社会状況が変化して行き、共生社会を目指すことが特に福祉や教育分野などで強調されるようになったこともあって、一段と保護者の目が地域や交流に関心が高まってきた。中には事情があつて尻込みする場合もあったもののごく少数であった。保護者の学校理解をより得るため、平成１０年には保護者向けの案内パンフを作成した。その中にＱ＆Ａの形で交流についても触れている。実際、特別支援教育への

動きが出てきた頃、保護者の情報網も進み、上記、実施計画例③のような居住地校交流ができるのであれば、これを条件のようにして養護学校への就学を了解したというケースもある。交流学习ができることは、保護者には大きな魅力だったと言えるだろう。

思い出したことがある。それは南養護学校の次に赴任した当時の肢体不自由養護学校でのことである。平成16年から3年間の在籍であったが、交流教育も数多く行われ居住地校交流も増えてきた頃である。小学部のMちゃんが地元の小学校の同学年の学級で交流することになり、しばらく経ったころお母さんと話した時である。小学校との交流の話題になり、私の方から感想を聞いてみた。即座にお母さんから「行けて良かったです。道で会った時（学級の小学生に）Mちゃん（を）知ってるよ、と言ってもらえたのが嬉しい。」と話してくださった。まさに「共生」へのささやかな一歩を踏み出したと言える。

お母さんの表情が明るかった。〇〇の勉強ができることではなく、地域の皆さんに、「同じ地域にMちゃんがいる」ことを知ってほしかったのである。存在が認められたように感じたのであろう。それくらい地域に知ってもらえる機会が持てなかった、あるいは遠慮せざるを得なかったのか、深く聞くことができなかった。しかし、このことは交流学习を行ったことが互いの存在を認めたことにつながったことであると言える。その言葉を聞いた私は複雑な思いがして、今も印象に残っている。

資料（「交流及び共同学習」では「インクルーシブ教育」は実現できない：文部科学省）によれば、「交流及び共同学習をして良かった」という意見の中に同様なアンケート結果がある。また、「同世代の子どもとかかわるとき、教師には見せない楽しい表情をする。」や「車いすの子でも学校生活を送れることを子どもたちや父兄にも分かってもらえた。」というものもある。同資料の、共生社会の「きっかけ作り」にはなるという意見の中に、「交流しないよりはした方がまし」という程度だというものもある。反面、障害の子が頑張っている様子を見て自分も頑張ろうと思う子や先生に言われて仕方なく介助する子がいるなどその場限りの交流だという意見、結果的に障害や違いを強調するだけではないかという特別支援学校教員の意見など、否定的・悲観的な意見もある。また地域の学校の普通学級に転籍して一緒に過ごしてこそ共生社会を目指すことができる、交流学习では得られないことという保護者の意見も見られる。

このように教員、保護者、児童生徒本人、それぞれの立場や個人の考えによってかなり異なることが分かる。しかし、可能な限り、様々な交流や共同学習に取組み挑戦して結果を出し判断し、そして実績を積み上げていくことが肝要ではないかと考える。

6 おわりに

ここまで見てきただけでも、いろいろな段階でいろいろな交流学习の形があり、様々な内容があった。学校により異なる状況や、その状況に応じた学校ごとの交流学习があるだろう。言えることは、障害のある子どもにとっても交流相手にとっても、交流教育により普段経験できない人たちの存在を知り直接、間接のふれあいがあった。

かかわった子どもたちのその後の長い人生の中で、学校時代に経験した交流学习がその後どのように残りのように次につながっていくかあるいはいつかは、明確には分からない。また、どのよう

に周辺や地域に理解され活用されているかあるいはいったか現時点では分からない。しかし、交流の積み重ねにより、大小にかかわらず互いの理解が少しずつ進んだことには違いないと思う。そして、経験として刻まれた記憶は消えることはないであろう。

社会の変化に伴って人々の意識も変わり、教育環境や制度も交流学习のとらえ方も変わる中、交流学习には多くの課題も残る。たとえ制度の理解や意義の理解があっても、多忙な学校の業務の中で内容や回数など制限が生じる。また学校間の交流の場合、相手校との調整がうまくいくとは限らない。その当時私自身、年に1回くらい直接交流しても相手校の子どもたちの中に大したもの残らないのではないかと残念な見方をしこともある。けれど、今「それはちがう」と言える。1回か5回か、が問題ではなく、交流した子どもがそれぞれにその交流をどう受け取ったかが重要ではないか。また、さらなる理解推進と交流を深めるためには、2～3年で交流を終えるのではなく、ある程度長期間にわたり継続することが望ましいと考える。近年の交流教育の様子については次回検討してみたい。「共同学習」については、養護学校に勤務していた当時は実施しなかったことで今回扱うことができなかった。また、他の特別支援学校や特別支援学級の子どもたちの交流学习や共同学習についても同様であり、別の機会に検討できればと思う。

引用資料・参考文献

内閣府事務次官「障害者基本法の一部を改正する法律の施行について」平成16年

文部科学省「特別支援教育の在り方に関する特別委員会第4回配付資料
資料6：副籍、支援籍、副学籍について」平成22年

文部科学省「盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領」昭和54年

文部科学省「小学校学習指導要領」平成10年

文部科学省「小学校学習指導要領」平成20年

文部科学省『「交流及び共同学習」では「インクルーシブ教育」は実現できない』2010

福井県立福井南養護学校「創立10周年記念誌」1983

福井県立福井南養護学校「年報」平成5年～平成16年

福井県立福井南養護学校「平成9年度 研究のまとめ」平成10年